

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 5 月22日（火） 午前 8 時57分～午前 9 時29分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 市民生活部長 総務部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 教育部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項に入る前に、5月18日の臨時庁議で報告がなされたことについて、私の考えを申し上げるとともに、質問したいこともあります。先日の調査結果については受け止めますが、私にはまだちょっと理解できていない点があり、その点について副市長と参与に伺います。1点目は、重要と書かれた文書に記載されている内容について、自分のことであれば言っていないことが書かれていると申し出た職員からの抗議文を見る限り、圧迫面接的なことが行われているのではないかということ です。2点目は、ハラスメントの相談員とその申出者との会話の中の「言っちゃったかも」という発言について。つまり、自分が言ってもいないことを報告してしまったかもという正直な反応としか思えない言葉が出ているということについてです。もしそれが事実であれば、そのようなことも含めてしっかり聞いてもらったのか。そのあたりについて聞きたいと思います。なぜこのような圧迫面接的な形になってしまったのかも含めて、事情を聞かせてください。

副市長 今の2点についてですね。1点目については、特に私としては圧迫面接をしたという認識はないです。あくまでも言い方としては、きついものではなく、迫るものではないと思っています。

市 長 畳みかけるように言えば、言い方に関わらず、捉え方によっては圧迫面接になり得るのではないのでしょうか。

副市長 言い方として、私はそのように言ったつもりはありません。

市 長 そうですか。

参 与 私も同席していましたが、決して副市長は圧迫面接のような形で言っているとは思いませんでした。同席をしていた職員課の主幹には、どのように聞いていますか。

部 長 ではこの件について、話をさせてもらっていいですか。5月21日の記者

会見で配られた5月14日付けの書面ですが、私は市長からはいただいておりません。

市長 私から渡した覚えはありません。

部長 そして、本人からも受け取っていません。ただし、本人からは、今回の調査における事情聴取の対応について抗議は受けました。もし訴えが事実なら、ルールに則り、相談員を通じて申し立てるように話をしました。そして、5月21日に、相談員が本人から書面を受け取っています。職員課としては、パワハラ申し立てがあったことから、ハラスメント防止指針に則り対応します。なお、この件について、事情聴取の記録に立ち会った職員課主幹に確認したところ、副市長の発言は高圧的には感じなかったということです。これ以上は事情聴取の場にいませんでしたので、発言は控えさせていただきます。

参与 それでこの書面の件についてですが、市長は記者会見で、総務部長から、副市長及び参与に口頭で注意がなされたようでありまうと言っていますが。

市長 そのように聞いています。

参与 私は、総務部長からはそのような話は全く聞いておらず、総務部長も書面で受け取っていないということなので、この件については、マスコミに対して、そのような事実はなかったと訂正してください。

市長 私は、「ようである」と言いました。

参与 「ようである」と言っても、マスコミの方々は口頭注意を受けたと思っているので、結果的にそのようなことはなかったと訂正してください。

部長 1点発言させてください。副市長に対しての抗議は受けておりますので、事実確認はしていませんが、そのようなことがありましたかという話を副市長にはしましたが、これは注意という意味ではなく、意見をさせていただきただけです。もし、そうであれば困ると意見をさせていただきました。

状況確認ができておりませんので、発言は控えると先程申しましたが、そのような話を副市長にしたのは事実です。

参与 少なくとも、私に対してそのような話はありませんでした。

副市長 私は、そのような話がありましたと伝えられただけと認識しています。

市長 それはそれでいいと思いますが、要するに、そのような趣旨が伝わっていたのであれば構わないと思います。

副市長 口頭注意という表現は違うと思います。

市長 口頭注意とは私は言っていないです。

参与 言っています。

市長 そうですか。それから、もう1点については、どうですか。

副市長 「言っちゃったかも」という発言については、5月18日の臨時庁議の場

でも報告しましたが、他の職員から、事後であるが、そのようなことを報告してきたと聞いていると伺っている。「言っちゃったかも」は、大変控えめに言ったのではないかと私は認識しています。本当は事後ではあるが、あの報告はしたと伝えています。

市長 事後の報告は、文書ではなされていないようですね。どのように言ったのか、その相談員は口頭で伝えたと言っているのでしょうか、何の証拠もないです。今回の件で、重要と書かれた文書を見て、そのような内容が書かれているということを申出者が初めて知って驚いたということは、伝わっていませんでした。この1つの証拠になると思います。その点については、これ以上言っても仕方がないかもしれませんが。

副市長 ただし、2人から証言をもらっていますので、その点は伝えておきます。
市長 多数決という話ではありません。では次に、職員のペナルティーについてですが、朝日新聞の記者からの質問に答えて、公文書に故意に虚偽の記述をしたのであれば処分もあり得ると、確かに発言しました。ただし、その翌日に、副市長に対しては、もし本人が動揺しているといけないので、処分は考えていないと本人に伝えてほしいと言いました。その件については伝えていただいていますか。

副市長 伝えてあります。

参与 申し訳ないですが、そのような重大な発言をしたことについて、副市長を通して伝えるというのは、市長としていかがでしょうか。自分が発言したことについて申し訳ないと思っているのであれば、本人に直接伝えるべきではないでしょうか。それを、副市長を使って言うというのはどうなのでしょう。

市長 副市長と一体となって仕事をしているつもりなので。

参与 そのようなことではないと思います。

市長 妥当性はともかくとして、大事なことなので、直ちに伝える必要があるということで、本人にはきちんと伝えられればよいと思ったわけです。ところが、副市長のその後の発言を聞いていると、そのようなことを本人に伝えたことがなかったかのように、不安を煽っているような言い方を続けています。参与にいたっては、職員を売ろうとしたというような発言までしています。これは明らかに事実と反すると思いますが、いかがですか。

参与 申し訳ないですが、記者会見という場でペナルティーの発言をしておいて、公式に処分はしないと言うのであれば、それはそれで認めますが、本人にのみ伝えただけでは、他の職員には分からないため、そのようなことがあると思っています。そこが大きな問題だと私は思っています。

市長 公文書に故意に虚偽の記載をしたとすれば、ペナルティーがあるというの

は当然の話じゃないですか。

参 与 それはそうかもしれませんが。

市 長 そうです。そのようなことに一切触れず、煽るような言い方ばかりすることの方が、不公平ではないかと思います。

参 与 そんなことはないと思います。私はその職員が作成したものは正しいと思っていますし、それに関しても記者からずっと質問があつて、作成者にペナルティーを科すことも可能性があるという、自分の身を守るために職員を売るような発言をしています。5月21日の記者会見でも、「私の知る限りでは、思い込みが激しいとまでは言いませんが、思い込むタイプの人間であった。時々トラブルも起こしている。」というような、職員を貶めるような発言をしています。

市 長 これは、貶めているのではありません。私も事実、そのような被害を受けています。現実問題として、パワーハラスメントを受けたという人も出ています。そういった人物像をただ語ったわけで、貶めるつもりは一切なく、事実を語っただけです。

参 与 いつもそのように言って、言い逃れをしています。

市 長 言い逃れではないです。

参 与 結局は自分の保身を図るためにではないですか。

市 長 保身ではないです。

参 与 まずは人を貶めて、そのような人間の書いている、言っていることを信用できないと言っているだけではないですか。

市 長 それは違います。それは曲解だと思います。

副市長 曲解ではなく、それが真実だと私は思います。

市 長 あなた方がそう思っているだけだと思います。そもそも、副市長は私を補佐する立場にあるはずで、要するに、私を助ける立場、これが副市長の役割だと思います。事実、1月の再任にあたって私のところに伺いを立ててきた時に、私は申し上げたはずですが。これまで以上に私を支えてくれるということであれば、再任を了承しますと。それに対して、きちんと返事をしてくれた。ところが今回、更に遡った2年前の話を持ち出して、私に辞任を迫るといふのは、信義則違反だと思いますが、いかがですか。

副市長 私の信義則違反の前に、職員に対する市長の信義則違反だと思います。

市 長 そのような出来事が2年前以上にあったとすれば、再任の時に申し出ることはないでしょうか。自分が再任されたからあとはもう関係ないということで、今回辞任要求を出してきたとしか思えませんが、いかがでしょうか。

副市長 それは、3月28日のペナルティー発言があつたからです。文書作成者1人を悪者にして、自分は逃げようと思いました。

市 長 そうではないです。朝日新聞の記者の質問には一般論で答えました。もし公文書に故意に虚偽の記載をしたということであれば、処分をするつもりがあるのかという質問に対して、もし公文書に故意に虚偽の記載をしたら、ペナルティーもあり得ると答えただけです。これを曲解すること自体が信義則違反だと私は思います。

副市長 あの発言後、市長はそのまま調査もしないで良いという雰囲気でした。ですが、あのままペナルティーも科さず、調査もしないでいけば、必ずマスコミの餌食になったはずです。そのために私は調査をした方が良いと申し上げました。

市 長 それは解釈でしょう。本日聞きたかったのは、以上の3点です。それでは、審議事項に入ります。審議事項1「平成30年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部 長 今回の補正予算の主な内容は、路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例や扶助費の制度改正への対応、平成29年度の補正予算に計上し、30年度に繰越した小学校の既存施設改修工事の事業費の整理等です。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出をそれぞれ1億6,659万4千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ285億7,259万4千円とするものです。

歳入についてです。「13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、説明欄4 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金」は97万2千円、「説明欄1 社会資本整備総合交付金」は510万4千円増額するものです。「説明欄4 保育対策総合支援事業費補助金」と「説明欄9 保育所等整備交付金」は、新設保育園整備に対する補助金で、当初予算に計上しているものから整備内容が変更し、補助金の項目や対象事業費が変更となることから、それぞれ増減するものです。「説明欄1 生活保護費適正化推進事業補助金」は129万6千円、「5目 教育費国庫補助金、説明欄1 特別支援教育就学奨励費補助金」は14万3千円増額するものです。「3項 委託金、4目 教育費委託金、説明欄1 いじめ対策・不登校支援等推進事業委託金」の401万9千円は、国からの委託金であり、当初予算に計上している不登校対策支援事業にも充当するものです。

「14款 都支出金、2項 都補助金、2目 民生費都補助金、説明欄8 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金」と「説明欄12 待機児解消区市町村支援事業補助金」は、新設保育園整備に対する補助金で、国庫支出金と同様にそれぞれ増減するものです。「3目 衛生費都補助金、説明欄3 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金」は129万6千円、「6目 土木費都補助金、説明欄4 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金」は

510万4千円増額するものです。「3項 委託金、5目 教育費委託金、説明欄8 道徳教育推進拠点校委託金」は、20万円計上するものです。

「19款 諸収入、1項 延滞金、加算金及び過料、2目 過料、説明欄1 過料」は、第2回定例会に上程する狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例において過料処分を規定することに伴い、種銭として2千円計上するものです。「6項 雑入、1目 雑入、説明欄6 雑入」の261万7千円は、東京都環境公社の助成金で、指定喫煙場所改修に係るものです。

歳出についてです。「2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄1 人件費」は、4月及び5月に市長の給料を20%減額したことに伴い、35万9千円減額するものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、説明欄21 中国残留邦人生活支援事業」は、制度改正に対応するため、中国残留邦人生活支援システム改修委託を97万2千円計上するものです。「7目 住宅関係費、説明欄7 住宅耐震診断等助成」は、対象物件の耐震補強設計に伴い、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金を1,276万2千円計上するものです。「8目 障がいサービス費、説明欄1 一般事務費」は、都制度である心身障がい者（児）医療費助成制度の対象者拡大に対応するため、福祉総合システム改修委託を129万6千円計上するものです。「2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、説明欄2 一般事務費」は、児童扶養手当の所得制限拡大や児童手当及び医療助成等の所得判定における「みなし寡婦控除の適用」等の制度改正に対応するため、子育て支援システム改修委託を189万円計上するものです。「2目 児童措置費、説明欄10 新設保育園整備事業」は、新設を予定していた2園の保育園の内の1園について整備内容が変更となることから、新設保育園整備事業補助金を1億3,236万3千円増額するものです。なお、事業費は増額していますが、国の補助メニューも変更となり、国庫補助金が大きく増額となることから、一般財源としては約1,300万円減額しています。

「3項 生活保護費、1目 生活保護総務費、説明欄2 一般事務費」は、生活保護基準の見直し等の制度改正に対応するため、生活保護システム改修委託を259万2千円計上するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、説明欄1 環境美化推進事業」は、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例における勧告や過料処分の規定に対応するため、過料徴収事務取扱員報酬、周知啓発及び指定喫煙場所改修に係る費用として610万円計上するものです。

「10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費、説明欄 6 西和泉体育館、西和泉グランド維持管理費」の西和泉体育館施設フェンス設置委託 551 万 6 千円は、校舎の一部に壁が剥がれ落ちている箇所が見つかったことから、事故防止のため、利用者が壁に近づかないようにフェンスを設置するものです。「3 目 教育指導費、説明欄 5 教育研究所関係費」の 227 万 1 千円と、「説明欄 7 不登校対策支援」の 25 万円は、国のいじめ対策・不登校支援等推進事業委託金を活用するものです。なお、教育行政指導事務員報酬は、教育研究所次長の 7 月以降の報酬であり、4 月から 6 月までの報酬は、予備費で対応しています。「説明欄 39 道德教育推進拠点校」は、東京都の委託事業を、狛江第四中学校を拠点校として実施するため、20 万円計上するものです。「2 項 小学校費、3 目 特別支援学級費、説明欄 2 特別支援教育就学奨励費」は、国庫補助の対象限度額の改正に伴い、新入学生用品費を 12 万 1 千円増額するものです。「6 目 学校建設費、説明欄 1 既存施設改修工事」は、当初予算に計上していた緑野小学校空調設備整備工事について、国庫補助金を活用するために平成 29 年度の補正予算に計上し、30 年度に繰越をしたことから事業費を整理するものです。「3 項 中学校費、3 目 特別支援学級費、説明欄 2 特別支援教育就学奨励費」は、小学校費と同様の理由で 16 万 7 千円増額するものです。

「12 款 諸支出金、1 項 基金費、1 目 財政調整基金費」は、財政調整基金積立金を 800 万円計上するものです。

「13 款 予備費」は、116 万 6 千円計上するものです。

なお、予備費については、これまでのところ、先程説明した教育研究所次長の 4 月から 6 月分までの報酬の他、職員の病休等に対応するための臨時職員の賃金に充当しています。

市長 本件について、何か意見等ありますか。

参 与 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、過料徴収事務取扱員報酬を 13 万 5 千円増額していますが、これは、従前までの業務に加えて、過料徴収の事務を追加するためということでしょうか。

部 長 その通りです。多摩川のバーベキューの監視員に嘱託職員の身分を付与して業務を追加しているのと同様の方法で対応します。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2「狛江市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 4 月 2 日から 5 月 1 日までパブリックコメントを実施し、いただいた意見

及び回答案をとりまとめました。意見は16件、提出者は7人です。

主な意見として、「今回の下限面積の引き下げによって、農地の減少に歯止めがかかることを期待する。」といった条例制定に賛成と受け取れる内容のものや、「面積要件の緩和が税金逃れとならぬよう、肥培管理及び耕作状況について適切な指導をされるよう希望する。」といった管理についての内容のものがあり、それらの意見への回答案は、資料のとおりです。なお、パブリックコメント及び市民説明会の実施結果については、広報こまえ6月15日号及び市ホームページで公表します。

今後のスケジュールについて、条例案は平成30年第3回定例会に上程し、条例制定後、300㎡以上の農地の生産緑地地区への指定についての募集を11月1日から行い、31年度中に都市計画変更手続きをする予定です。

市長 本件について、何か意見等ありますか。

部長 意見数と提出者数は、パブリックコメントと市民説明会を合わせた数字ですか。

部長 その通りです。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「平成29年度人事評価結果について」を報告してください。

部長 人事評価制度の対象者454人の内、調整後の評価結果について、S評価が1人で0.2%、A評価が65人で14.3%、B評価が346人で76.2%、C評価が19人で4.2%、D評価が4人で0.9%、育児休業等による未評価が19人で4.2%という結果になりました。

また、評価者と調整者の間で生じた調整前後のギャップ率については、1.3%となりました。ギャップが生じた事例のうち、評価者が職務行動記録シートを作成していないケースも見受けられましたので、各評価者においては、適正に評価を実施していただくとともに、その評価となった理由を被評価者に対して説明できるようにしてください。また、庁内での人事評価研修も引き続き実施してまいります。

なお、5月17日に開催した第1回人財育成委員会の中で、職員の自己評価にバラつきがあるという意見もあったため、被評価者を対象とした人事評価制度に関する説明会を10月頃に開催したいと考えていますので、その際には改めて事務連絡を発出します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「岩戸児童センターの改修に伴う各機能の移転について」を報告してください。

部長 8月から改修工事を実施する岩戸児童センターにおける各機能の移転について、関係各所との最終的な調整が整いました。

子ども家庭支援センターと児童センターの子育てひろば事業については、最終日を7月28日とし、引越し作業を含めた休止期間を7月29日から31日までとし、8月1日から再開することとしています。

また、小学生クラブについては、最終日を7月28日とし、引越し作業を7月29日に実施し、7月30日から再開することとしています。

今後、施設利用者や市民に対して周知してまいります。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 市民モニターの活用についてです。

平成28年度より開始した市民モニター制度は、30年5月31日をもって第1期の任期が満了となることから、6月1日より第2期を開始しますが、より実効的な活用とするため、定数を100人に増加します。

この事業は、狛江市政に対する市民の意見、要望等を聴取するとともに、市民モニターを通して情報を発信することで、市政への関心の向上及び市民参加を推進し、より広い民意を市政に反映させることを目的としています。

新たな市民モニターの任期は6月1日から平成32年5月31日までとしており、市民の方100人に登録していただきました。構成について、男女比は女性が約6割となっており、年代は20歳から83歳までの内、30代が24人と最も多くなっています。居住地の人数についてはバラつきがあるものの、各地区から1人以上は登録していただいています。

広報こまえに掲載されたパブリックコメントや市民説明会等の情報は、市民モニターへ随時配信していきます。市民参加と市民協働に関する事項で市民モニターへの配信を希望されるものがありましたら、政策室協働調整担当へご連絡ください。また、市政に関するアンケート調査も実施していますので、実施方法については資料をご確認ください。

各部署において、積極的に市民モニターを活用してください。

市長 その他何かありますか。

部長 多摩川河川敷ドッグラン及び駐車場の試験運用終了についてです。

駐車場については5月27日、ドッグランについては5月31日に試験運用を終了します。

今後については、平成29年11月7日の庁議で報告した中間報告に記載のとおり、市民アンケートや市民フォーラム等を実施し、市民の意見を伺った上で、試験運用期間中の利用実績等を踏まえ、多摩川関連問題庁内検討委員会において本格設置に向けた検討を行ってまいります。

なお、ドッグランについては、一定の利用者コミュニティが形成されつつあること、仮設施設が支障なく継続して利用できること及びランニングコス

トの観点から、検証期間中においても暫定的に運用を続けてまいります。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月30日午後1時30分から開催します。